

# 滋賀県障害者差別のない 共生社会づくり条例について



令和4年4月

滋賀県健康医療福祉部  
障害福祉課

# 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

平成31年4月1日 一部施行 ・ 令和元年10月1日 全部施行

## 目的

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害者の自立および社会参加に向けた取組の基本理念等を定める  
⇒全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする

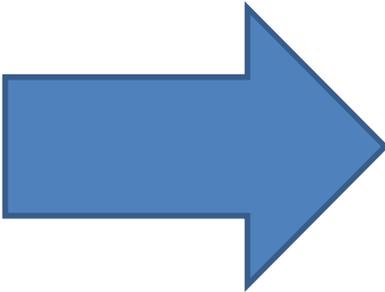
## ポイント

- 1 「障害の社会モデル」の考え方を定義
- 2 合理的配慮の提供等を義務化
- 3 相談・解決の仕組みを整備

# 1 「障害の社会モデル」の考え方を定義

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方です。

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人が直面する社会的障壁（物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのもの）を社会全体で取り除いていく必要があります！

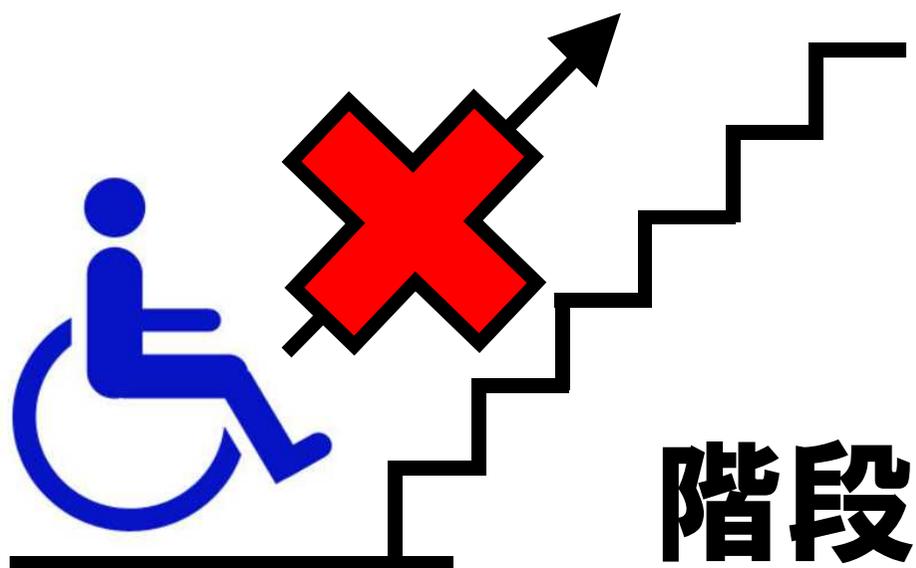


障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。

# 「障害」はどこにあるのか

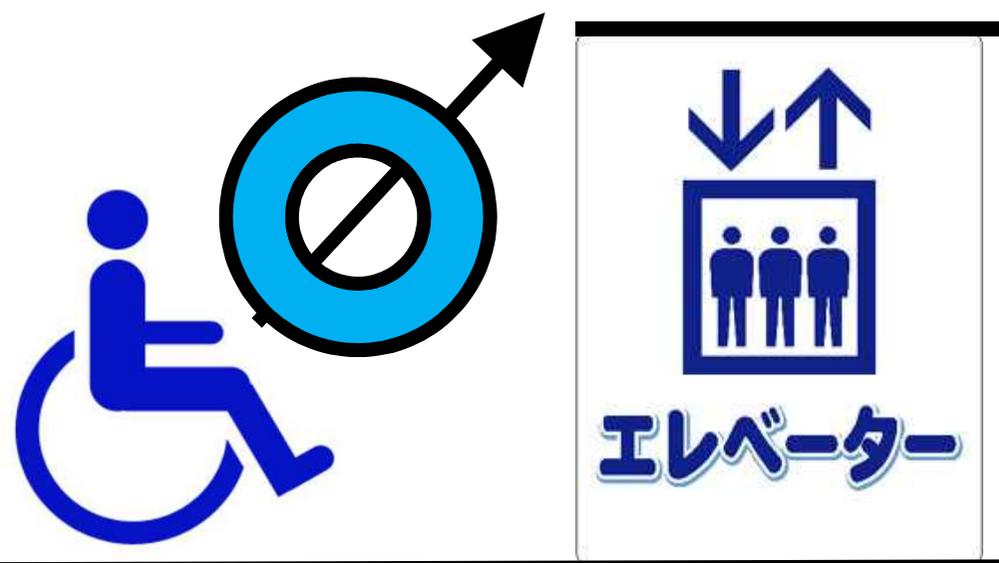
○階段しかないので、  
2階には上がれない

⇒「障害」がある



○エレベーターがあれば、  
2階に上がれる

⇒「障害」がなくなった！



# 「障害」はどこにあるのか

車いすの方は、何も変わっていない  
変わったのは、あくまでも周囲の環境

⇒「障害」とは、障害者本人の機能障害を指すのではなく、社会の様々な障壁によって生じるもの

⇒これが、障害者権利条約が採用している世界の潮流の考え方（いわゆる「障害の社会モデル」）

## 「社会的障壁」

### 物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア

### 制度的なバリア

社会の制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア

## 4つのバリア

### 文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないバリア

### 意識上のバリア

周囲から心無い言葉、差別、無関心など、障害のある人を受け入れられないバリア

## 2 合理的配慮の提供等を義務化

### 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(H31.4.1施行)

何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定

⇒ **上乘せ・横出し条例**

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律において禁止	法律上の義務
民間事業者	法律において禁止	<b>条例上の義務</b>
個人	<b>条例において禁止</b>	<b>条例上の義務</b>

# 障害者差別解消法(H28.4.1施行)

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務 <small>ほうてきぎむ</small>
事業者	禁止	努力義務 <small>どりょくぎむ</small>

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務

※令和3年5月  
障害者差別解消法改正  
「合理的配慮」を民間事業者にも義務づけ  
令和3年6月4日公布→3年以内に施行

# 不当な差別的取扱い

## 【不当な差別的取扱いとは】

誰もが納得できる理由や、やむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。



盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら入店を断られた。



障害のある人は保護者や介助者が一緒にでないと窓口対応しないとされた。



本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



# 合理的な配慮の提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において「建設的対話」によって、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

まどぐち ちょうかくしょうがい  
窓口で聴覚障害のある  
ひとからの申し出に応じて、  
しゅわ ひつだん たいおう  
手話や筆談で対応した。



もうしで おう しりょう  
申し出に応じて、資料に  
フリガナをつけたり、  
わかりやすい表現で説明  
した。



えき しかくしょうがい ひと  
駅で視覚障害のある人  
からの申し出に応じて、  
けんばいき そうさ てつだ  
券売機の操作を手伝っ  
た。



ひと おお まちあいしつ しゅうい き  
「人の多い待合室は周囲が気  
になって落ち着かず、順番を待  
つのが難しい」との申し出に  
応じて、別のスペースを確保した。



## ポイント

- 申し出に応じて
- 建設的対話によって
- 負担が重すぎない範囲で
- 一人一人の障害特性や場面・状況に応じて

# 合理的な配慮の提供

## ◆建設的対話とは ≒ 対話の際に避けるべき言葉

### ①「先例がありません」

⇒ 法や条例が施行されており、先例がないことは断る理由になりません。

### ②「特別扱いできません」

⇒ 優遇や特別扱いではなく、障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。

### ③「もし何かあったら」

⇒ 漠然としたリスクでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、どうすればリスクが低減できるのか、具体的に検討する必要があります。

### ④「その障害種別ならば」

⇒ 同じ障害種別でも程度などによって適切な配慮が異なります。

## ◆「重すぎる負担」を考える際の要素（内閣府「障害者差別解消に関する基本指針」）

- 事務・事業への影響の程度（事務等の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

# 合理的な配慮の提供

〇〇してください

〇〇はできません

〇か100かではなく…

〇〇してください

申し訳ありませんが、〇〇はできませんが、△△での対応なら  
できます。

互いにアイデアを出し合い、  
その時にできる配慮を目指す

## 相談事例からみる合理的配慮の例

### ○相談内容

学習障害（LD）の男性が自動車免許を取得するため教習所に通っている。

実地試験は問題ないが、筆記試験では読み飛ばしなどがありなかなか合格できない。試験問題の読み上げ対応や拡大文字などの対応はしてもらえないのか

→合理的配慮の「負担が重くない範囲」での調整

## 相談事例からみる合理的配慮の例

### ○対応

- 道路交通法施行規則の規定により  
読み上げによる試験は不可（警察庁に照会）
  - 一方で
    - ①読み飛ばしを防ぐためにセンターの用意する定規を  
問題文にあてること
    - ②大勢の中で緊張することに対して席を部屋の端に
    - ③アナログ時計が読めず、残り時間がわからず混乱す  
るため、デジタル式時計を用意 などの配慮の実施
- ↓
- 数回のチャレンジの末、合格

### 3 相談・解決の仕組みを整備

相談

- 障害のある人だけでなく誰でも障害を理由とする差別に関する相談ができる
- 専門性を持って中立の立場で相談に応じる → 助言・調整「**障害者差別解消相談員**」設置
- 障害者が相談する際に自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行う「**地域相談支援員**」  
(通称：**地域アドボケーター**)  
を福祉圏域ごとに置く

あっせん申立

- 相談で解決しない場合には、あっせんの手続きに移行
- あっせんの手続きは、共生社会づくり委員会のあっせん部会が行う

**県独自**

**「地域アドボケーター」**

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担う

勧告・公表

- 正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できる
- 勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがある

障害当事者、家族、支援者等が福祉圏域ごとに推薦され、現在26名

### ① 条例フォーラムの実施

・滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例「、障害者差別解消法、合理的配慮の提供についてのフォーラムを開催(ご希望により手話通訳、字幕付きのDVDを貸し出しますので、事業所内の研修等にもご活用ください。)

### ② 出前講座等

・企業、学校、自治会などの研修会等で相手のリクエストに応じて障害当事者や専門家を講師派遣

### ③ 条例パンフレット

・条例の内容を分かりやすく説明したパンフレットを作成・周知

### ④ テレビ滋賀プラスワンを放映

・R3.2.7テレビ滋賀プラスワン「障害者差別のない共生社会を目指して」放映  
・YouTubeで視聴可能



### ⑤ 合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成  
・令和4年度は、物品、工事の施行に加えて、研修事業等についても対象に追加

### ⑥ CMの作成

・合理的配慮の提供や、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を周知するCMを作成



障害を、自分ごと・社会全体の問題として捉えるために

## 「障害の社会モデル」

まず身の回りからできることを、やってみる

## 「合理的配慮の提供」

### 【障害者差別や合理的配慮の相談窓口】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課内(障害者権利擁護センター)

障害者差別解消相談員が相談に応じます

電話 077-521-1175

FAX 077-528-4853

メール [ec0006@pref.shiga.lg.jp](mailto:ec0006@pref.shiga.lg.jp)

## 障害を理由とする差別や合理的配慮などについての相談窓口

障害を理由に差別を受けたり、合理的な配慮がされなかったときは、こちらの窓口にご相談ください。また、会社やお店など事業者や県民の方から、合理的な配慮の提供に関する相談なども受け付けています。

### 障害者差別解消相談員

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課内

滋賀県障害者権利擁護センター

時間：月～金曜日 土・日・祝日・年末年始除く）9時～17時

電話：077-521-1175 FAX：077-528-4853

メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp



相談窓口

### 地域アドボケーター

滋賀県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougaifukushi/303112.html>



滋賀県アドボケーター 一覧

検索

### 条例についてのお問い合わせ

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

電話：077-528-3541 FAX：077-528-4853

メール：ec0006@pref.shiga.lg.jp

### その他の相談窓口

お住まいの市町の障害福祉担当部署などにも相談窓口が設置されています。

# 条例に関するQ&A

**Q1** 障害のない人にも関係がありますか？

**A1** 障害に対する理解不足などから、障害のある人に対して無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースは少なくありません。障害のある人にとって何がバリア（社会的障壁）になっているのかを周囲の人が理解し、配慮することで「障害」はなくすことができます。県民の皆さん一人ひとりがこの「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「社会」のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について、すべての人が自らのこと、社会のこととしてとらえることが重要だと考えます。



**Q2** 差別を受けたとされる障害者しか相談できないのですか？

**A2** 障害者差別に関してあらゆる相談に応じることとしています。例えば「合理的配慮を求められたがどう対応したらよいかわからない・・・」など、事業者がお悩みの場合にも相談に応じます。

**Q3** 罰則や罰金はあるのですか？

**A3** ありません。県では、お互いの建設的な話し合いを通じて、円満に解決を図ってもらえるよう相談によるサポートを行います。

平成30年度「障害者週間のポスター」最優秀賞（内閣総理大臣賞）

滋賀県立草津養護学校 中学部 3年  
布藤 咲喜 さんの作品 「私のきもち」

